

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年7月1日)

## 【件名】

- シン・とっとり育児の日キャンペーンの開始について (子育て王国課) . . . 2
- 出生率低下対策専門家会議の開催結果について (子育て王国課) . . . 4
- とっとり子育て・女性健康支援センター「とりともっと」のLINE相談窓口の新設置について (家庭支援課) . . . 6
- 鳥取県児童福祉審議会(仮称)の新設の検討について (家庭支援課) . . . 7

子ども家庭部

# シン・とっとり育児の日キャンペーンの開始について

令和6年7月1日  
子育て王国課

令和7年度の県内企業の男性の育児休業目標取得率85%を目指し、男性の育休取得が当たり前の環境づくりと地域における子育て応援の機運醸成を図る「シン・とっとり育児の日キャンペーン」を6月19日から開始しました。また、キャンペーンの開始に先立ち、6月17日にキックオフイベントを開催しましたので、併せてその概要を報告します。

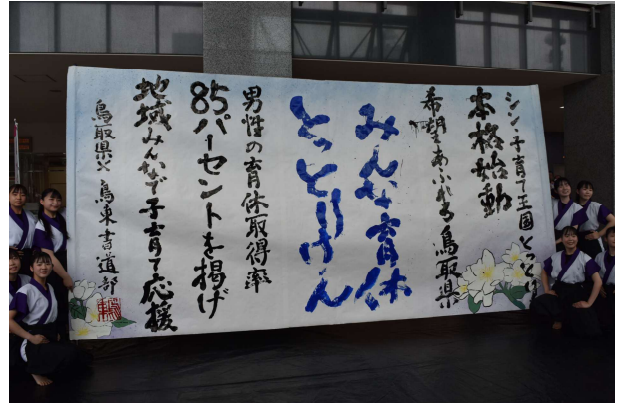
## 1 キックオフイベントの実施

(1) 日時：6月17日（月）午前10時から10時25分まで

(2) 会場：県庁本庁舎1階ロビー

(3) 内容

- ・平井知事による「シン・とっとり育児の日キャンペーン」キックオフ宣言
- ・オープニングアクト（鳥取東高等学校書道部による書道パフォーマンス）
- ・男性育休の事例集の紹介、キャンペーン情報のリリース



## 2 シン・とっとり育児の日キャンペーンの概要

(1) 懸賞キャンペーン

### ① イラスト・ロゴの募集

- ・「みんな育休とっとりけん」をキャッチコピーとした男性の育児休業取得が当たり前の社会に向け、県民みんなで取り組んでいくことがイメージできるイラストまたはロゴマークを募集。
- ・6月19日(水)から9月15日(日)まで作品募集を行い、応募作品の中から最優秀作品1点を選定し、男性の育児休業取得促進の広報ツールとして活用。
- ・最優秀作品、優秀賞（2作品）の応募者には賞状と副賞を贈呈。

### ② 育児エピソード等の募集

- ・育児について感じている、笑えて泣けるエピソードを募集し、育児の日(毎月19日)のタイミングに合わせて応募作品を県ホームページ及びSNS等で公表。
- ・下表の部門・テーマ・募集期間で作品募集を行い、7月～9月、12月、1月に応募者の中から抽選で各月10名に県内特産品等を贈呈。また、第1回テーマの応募作品の中から最優秀作品1点を選定し、11月のメインイベントで表彰し、副賞を贈呈。

	第1回テーマ (募集期間：6/19～9/15)	第2回テーマ (募集期間：11/19～1/15)
「育児あるある」部門	子育てってやっぱりおもしろい	密かに自慢したい私の子育て力
「取って良かった男性育休」部門	パートナー(夫から妻、妻から夫)に伝えたい感謝の言葉	先輩パパのくすっと笑えるしくじりエピソード
「企業の子育て応援(イクボス・ファミボス)」部門	嬉しかった職場の人からの一言及び会社に向けた感謝のメッセージ	イチオシ！我が社の育休サポート体制

## (2) メインイベント

「子育て世帯」、「これから出産・子育てに携わる方」、「企業・事業者」が一体となり、楽しみながら「育児」について考えるイベントを開催し、育児に影響力のある男性著名人のゲストステージ、男性の育児に関して討論するトークセッション、これからのパパに贈る事前学習講座、育児エピソード表彰等、育児トレンドの体験や飲食ブース等の出店を実施予定。

- ・日時：11月17日（日）午前10時から午後3時まで
- ・場所：鳥取市民会館（鳥取市掛出町12番地）

# 出生率低下対策専門家会議の開催結果について

令和6年7月1日

子育て王国課

「令和5年人口動態調査（概数）」（6月5日厚生労働省公表）を受けて、本県の合計特殊出生率や出生数が前年から低下した要因分析を行うため、会議を開催したので概要を報告します。

## 1 開催概要

(1) 日時 6月25日（火）午後2時30分から3時30分まで

(2) 場所 とりぎん文化会館 第3会議室

### (3) 出席者

- ・鳥取県 平井知事
  - ・医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニック 院長 見尾保幸 氏
  - ・一般社団法人鳥取県助産師会 理事 谷上みのり 氏
  - ・鳥取県子ども家庭育み協会 会長 大橋和久 氏
  - ・鳥取県私立幼稚園・認定こども園協会 副会長 田村雅子 氏
  - ・子育て支援団体 ホップシャス 代表 中田和也 氏
  - ・子育て支援団体 コトモニ 代表 岸田いずみ 氏
- ※韓国・慶尚北道の訪問団が会議を傍聴された。

## 2 主な議事概要

### (1) 合計特殊出生率の低下に係る分析

#### ①全国の低下に係る分析（減少の要因）

- ・R2の婚姻数の減少（対前年比で▲12.3%と大きく減少）  
※父母が結婚生活に入ってから出生するまでの平均期間2.45年（R1年）（厚生労働省「R3人口動態統計特殊報告」）
- ・R4新型コロナ感染者の爆発的増加（子どもへの感染拡大が妊娠控えに繋がった可能性）

#### ②鳥取県の低下に係る分析 ※R5と同様、出生率が大幅に低下（前年比▲0.1以上）したR2と比較

- ・R2年（対前年比▲0.11）：出生率算定上の分母である15～49歳の女性人口減少に一定の抑制
- ・R5年（対前年比▲0.16）：R2の婚姻数の大幅な減少、及びR4新型コロナ感染者の爆発的増加

### (2) 当県の出生数の低下に係る分析

#### ① 婚姻数の減少と晩婚化

- ・R2の婚姻数が大幅に減少（当時過去最低の2,098件で対前年▲291件）
- ・30代後半未婚率は男性で約3.6倍、女性で約4.8倍まで上昇（昭和60年と比較）し、平均初婚年齢は、ここ20年で男女とも2歳上昇し、未婚化・晩婚化が進行

#### ② 転出超過・少母化

- ・出生数に影響する30代の転入者数は、2年連続（R3→R4▲65人、R4→R5▲143人）で減少
- ・平成以降、女性の大学進学者数が増加（H8：739人→H18：934人→R5：1,011人）している一方、県外大学からのUターン率は直近5年間で4割程度で推移し、若年女性の県外流出が進行

#### ③ 賃金上昇率・男性の働き方

- ・R4からR5の賃金上昇率硬直化や物価高騰など、経済的不安の影響
- ・男性の長時間労働が出生数に影響すると言われていたが、当県は男性の労働時間が他県より少ない

#### ④ オミクロン株の保育所等における感染拡大

- ・R4は感染力の強いオミクロン株が発生。保育現場でも集団感染が多数発生し、新たに子どもを持つマインドに至らず、第2子以降の出生数減に影響

### (3) 出席者からの主な意見

#### <妊娠・出産・産後>

- ・不妊治療や妊娠の数は減少しておらず、むしろ増えているが、不妊治療でも年齢的条件が厳しくない方の治療（タイミング法や人工授精）は明らかに減少している。これは婚姻数の減少によるもの。（見尾氏）
- ・1人コロナが出ると全員休園ということもあり、大人も疲弊していて、第2子、3子をもうけようとする気持ちにならなかったのではないかと。また、母親学級、両親学級も軒並み中止になり、妊娠への不安が広がった。（谷上氏）
- ・自身のこども園でも、乳児が減ったことを実感している。（大橋氏）
- ・産後ケアは鳥取県は手厚いが、それは産後4カ月まで。でも赤ちゃんは4カ月以降から動き回るようになり、目が離せなくなり、親は寝れなくなる。体は産後で十分に回復していない状態で、その中でケアが利用できないと孤独感を感じる。（岸田氏）

## <病児保育>

- ・病児保育も増えてきているが、当日にならないと利用できるのか分からないという不安もあるので、環境整備や父母をサポートする体制整備が進むとよい。(田村氏)
- ・子どもが急に熱を出した時、病児保育の予約を取ろうとするがキャンセル待ちの状態。支援の切れ目や足りない部分を補って、仕事をしながらでも誰かに頼って子育てができると感じられる環境づくりが必要。(岸田氏)

## <経済不安>

- ・赤ちゃん訪問の時、多くの家庭で経済的不安や将来の漠然とした不安から次の子が難しいと言われる。(谷上氏)
- ・第3子の出産をためらうのは、経済的な不安が大きいから。そのなかで、鳥取県が18歳までの小児医療費無償化をしたことは、子育て家庭にとって嬉しいこと。(田村氏)

## <男性の家事・育児参画>

- ・助産師会で新米パパ向けに子育て教室を実施。教室の前後では意識に大きな変化が生まれている。赤ちゃん訪問に行った際にも、最近はパパが育休取得されている方が多く、夫婦で助け合っ、チームとして子育てしていると感じる。そうした夫婦の姿を若い人たちにも見て欲しい。(谷上氏)

## <職場・社会・地域コミュニティ>

- ・いま子育て家庭は核家族が多く、以前のように祖父母がいて家族みんなで子育てするということが少ない。子育て世代包括支援センターが県内にもっとあってもいいのではないかと。社会全体で子育てを支える仕組みが必要。(大橋氏)
- ・仕事と家庭の両立も課題。子どもが急な体調不良となると、家庭にお迎えをお願いすることもあるが、職場によっては迎えが難しい場合もある。保護者の職場で子育ての理解が進んで欲しい。(田村氏)
- ・人と触れ合えず、子育てに悩んでしまう人が多い。皆が触れ合える環境を作っていけると、地域で子育てすることがもっと楽しくなるという声を聞き、地域でイベントを開催している。(中田氏)
- ・自分自身、放課後等デイサービスの支援員をしているが、このようなサービスを提供している施設があることを知ってもらうことで、不安を払拭できるのではないかと。そうした子育ての専門家や施設があり、安心して子育てができる環境があることを周知していくことが必要。(中田氏)

## <教育・若者の意識>

- ・結婚や子どもを持つということは、自己犠牲を伴わないとできないこと。自己犠牲を喜びに感じられるよう、早い段階から教育や働きかけをしていかなければ問題は解決しない。(見尾氏)
- ・中学校からのキャリア教育でキャリアと家庭の両立や家庭の幸福感という視点が抜けている。(岸田氏)
- ・助産師会では、学生向けに命の出前講座をやっているが、その感想でも、子どもや子育てを自分には関係がないとする感想が多くなってきた。(谷上氏)
- ・高校生や大学生にライフプランセミナーを行っているが、自分が子どもを持つイメージがない、あるいは持つ考えがないと答える人が年々増えている。(岸田氏)

## <国への問題提起>

- ・自然減は避けられない課題。国として、子どもあるいは将来の大人をどのように教育していくか、価値感や人生感をどうやって構築していくか、国民一人一人が考えるべき重要な課題。(見尾氏)
- ・人口減少社会でいかに人材を育てるかという点も必要な観点。日本は先進国のなかでも乳幼児期にお金を注いでいないと言われており乳幼児期にしっかり投資してもよいのではないかと。(大橋氏)

## 3 平井知事総括コメント(会議で提起された課題や方向性)

- これからの施策や一緒に取り組む内容が見えてくるお話をいただいた。人口減少は国全体の問題であり、将来世代応援知事同盟の知事たちと自然減・社会減・持続可能な地域づくりの議論を国に求めている。
- 今回の会議では、主に以下の御意見・御感想をいただいた。御意見を前向きに考え、子育て王国とっとり会議に繋げ、次の子育て施策に活かしてまいりたい。
  - ・コロナ禍が、子育て世帯をかなり苦しめていた
  - ・キャリア教育では、仕事と家庭をどう両立させていくか
  - ・家族を持つことは大変である一方、楽しいし尊いことだということを知ってもらうこと
  - ・病児保育や産後ケア等、いざというときに子育て世帯を応援する施策の充実
  - ・核家族化の中、皆で交流をしながら遊べる場づくり

## 4 今後の予定

- ・7月3日：とっとり若者Uターン・定住戦略本部ワーキンググループ  
分析結果を踏まえた若者視点からの少子化対策・安心の子育て支援に係る意見聴取
- ・7月16日：子育て王国とっとり会議  
分析結果を踏まえ、少子化対策・安心の子育て支援の観点で対策を協議

## とっとり子育て・女性健康支援センター「とりともっと」のLINE相談窓口の新設置について

令和6年7月1日  
家庭支援課

令和5年度にとっとり若者活躍局からの政策提案を受け、幅広い世代に活用してもらうため、平成28年度より県が鳥取県助産師会に委託している「とっとり子育て・女性健康支援センター『とりともっと』」に、令和6年7月16日（火）からLINE相談窓口を新たに設置しますので報告します。

### 1 とっとり子育て・女性健康支援センター「とりともっと」

#### (1) 設置目的

思春期の悩みを抱える若者、妊娠期から子育て期の中で心身の悩みや不安を抱える母親等の相談に対し保健指導や、年齢・性別を問わず、プレコンセプションケアを含む、幅広い健康相談を行う。

#### (2) 相談方法

電話・メール・面談・LINE ※LINEでの相談対応をR6.7.16から新たに開始予定

#### (3) 相談体制

受付時間 電話：月～金 10時～16時、メール：24時間（※）、LINE：24時間（※）  
（※）相談対応時間は、火・木・土の14時から21時まで

対応者 助産師

#### (主な相談内容)

- 1 妊娠～お産～授乳・母乳・卒乳の相談
- 2 楽しい子育てのアドバイス
- 3 身体や性の悩み、心のこと、人間関係のこと
- 4 男子・女子 思春期の性の相談
- 5 更年期に関する相談

※その他、年齢や性別を問わず不妊のことや性の健康についてなど

### 2 これまでの取組状況

とっとり子育て・女性健康支援センター『とりともっと』には、これまでも多くの相談が寄せられており、LINE相談窓口を設置することによりこれまで以上に身近な相談窓口として機能することが期待されます。

(件)

	R2	R3	R4	R5
電話相談	63	79	59	148
メール相談	59	49	21	63

#### 【実際に寄せられた相談】

- ・更年期症状がつかなく気分の落ち込みがある
- ・赤ちゃんがなかなか寝てくれなくて困る
- ・自慰行為について悩んでいる
- ・授乳について母乳が足りているか心配
- ・産後の心身の不調
- ・予期しない妊娠や性感染症について心配 など

### 3 今後の取組について

幅広い世代に積極的に活用してもらうため、助産師会と協力して、学校・関係機関への周知を行うほか、「とっとり教育ポータルサイト」にLINE相談窓口を掲載するなどの方法により生徒への周知を行います。

# 鳥取県児童福祉審議会（仮称）の新設の検討について

令和6年7月1日  
家庭支援課

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項の規定により、都道府県は児童福祉審議会を設置することとされているが、本県においては、鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号）第2条の規定により鳥取県社会福祉審議会において児童福祉に関する事項を調査審議することにより対応してきたところです。

この度、令和5年4月にこども家庭庁が発足したことや、本県でも同年7月に子ども家庭部を新設し、こども施策を一元化したことを契機に、新たに「鳥取県児童福祉審議会（仮称）」（以下「児童福祉審議会」という。）の設置を検討します。

## 1 児童福祉審議会を新設する目的

シン・子育て王国とっとりとして、子ども・若者、子育て当事者等に関する施策の重要事項や課題の調査審議、社会的養護施策の個別事案等で求められる専門的な対応方針に関する諮問への対応、保育所・児童養護施設等で発生する重大事案に対する専門的な検証等を一元的に行うため、児童福祉分野等の有識者による専門的かつ客観的な審議の充実を図り、施策の課題解決に向けた推進体制を構築する。

## 2 児童福祉審議会の概要（整理中）

### (1) 児童福祉審議会の体制

児童福祉審議会 所掌事務：子ども施策全般（子育て支援、社会的養護、ひとり親施策 等）
---

※審議会の下に、保育所・児童養護施設等で発生する重大事案や子どもへの権利侵害事案等に対する専門的な検証や、要保護児童の審査等を行うための専門部会（仮称）を設置することを検討する。

### (2) 児童福祉審議会の設置時期

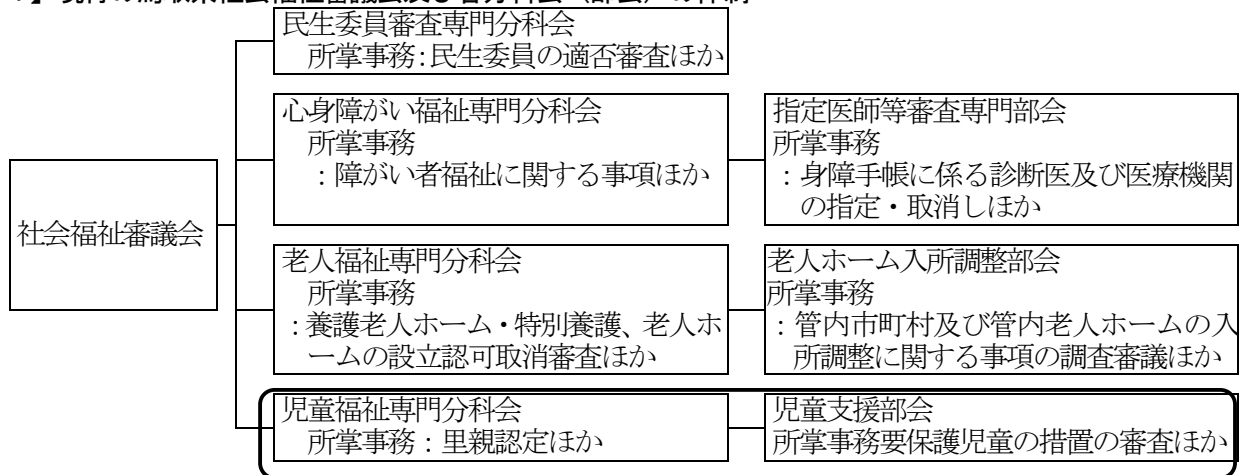
令和6年10月23日を想定（現行の社会福祉審議会委員の任期（R3.10.23～R6.10.22）が終了した日の翌日に設置を想定）

### (3) 調査審議事項

	調査審議事項の内容	根拠法令等
1	特定登録取消者の改善更生による保育士の登録について意見を述べる	児童福祉法
2	児童又はその保護者に対する措置方針等について意見を述べる	
3	施設内虐待に関する知事からの報告に対して意見を述べる	
4	国、県、市町村以外の者の保育所設置の認可にあたっての意見聴取	
5	児童福祉施設の事業の停止について意見を述べる	
6	届出又は認可のない児童福祉施設の事業停止を命じるにあたり意見を述べる	
7	児童及び妊産婦に関する事項を調査審議する	
8	里親の認定をする場合に意見を述べる	児童福祉法施行令
9	母子保健に関する事項を調査審議し、諮問に答え意見を具申する	母子保健法
10	母子家庭等の福祉に関する事項を調査審議し、諮問に答え意見を具申する	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
11	児童虐待事案に関する立入調査や臨検・搜索の実施状況等の報告	児童虐待の防止等に関する法律
12	児童虐待により心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析、調査及び検証	国通知

13	児童福祉施設等で発生した重大事案等に関する調査審議	県独自設置(一部、国通知)
14	国、県、市町村以外の者の幼保連携型認定こども園の設置の認可、事業の停止、認可の取消についての意見を述べる	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

【参考1】 現行の鳥取県社会福祉審議会及び各分科会(部会)の体制



○鳥取県社会福祉審議会の委員

- ・都道府県議会の議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから知事が任命。
- ・特別の事項を調査するために臨時委員を置くことができる。

【現委員数】 委員 25 人、臨時委員 12 人 (合計 37 人)  
【任期】 3 年 (現行委員の任期：R3. 10. 23～R6. 10. 22)

【参考2】 シン・子育て王国とっとり計画 (抜粋)

3 シン・子育て王国と通りの推進体制 (1) 施策の推進体制

② 施策推進に係る審議会

シン・子育て王国とっとり計画を策定・改訂するときは、子育て王国とっとり会議、鳥取県青少年問題協議会において意見を聴いて行うこととする。

また、シン・子育て王国として、子ども・若者、子育て当事者等に関する施策の重要事項や課題の調査審議を一元的に行うため、新たに児童福祉審議会の設置を検討し、児童福祉分野等の有識者による専門的かつ客観的な審議の充実を図り、施策の課題解決に向けた推進体制を構築する。

3 他県の児童福祉審議会設置状況

児童福祉審議会を設置している都道府県は 11 自治体

(栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、大阪府、奈良県、和歌山県、広島県、高知県)